

山口県議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

(趣旨)

第一条 この要領は、山口県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和六年議会規程第一号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第二条 規程第二条第一項の規定による報告は、請負状況等報告書（第一号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 規程第二条第二項の規定による届出（以下「訂正の届出」という。）は、訂正届（第二号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の訂正)

第三条 訂正の届出をした議員は、請負状況等報告書の訂正箇所はその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことのできるように字体を残さなければならない。

2 議長は、規程第三条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告及び訂正の届出の閲覧)

第四条 規程第四条第二項の規定による閲覧（以下この条及び第五条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して三十日を経過する日の翌日から、山口県議会事務局総務課において、午前八時三十分から午後五時までの間にすることができる。

2 前項の場合において、議会事務局長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

3 閲覧者は、総務課受付において、請負状況等報告書等閲覧請求書（第三号様式）に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。

4 閲覧に係る報告及び訂正の届出は、第一項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

- 5 閲覧に係る報告及び訂正の届出は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 6 閲覧時には、音読、談話、飲食等他の閲覧者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 7 議長は、第一項及び前四項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第五条 規程第四条第二項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第四号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

- 2 前項の場合において、当該請求をした者は、山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第十八条の規定の例により、費用を負担しなければならない。

(期限等の特例)

第六条 規程第二条第一項の規定による報告をすべき期限が、山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第十六号）第一条第一項に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第四条第一項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この要領は、令和六年三月二十二日から施行し、令和五年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。

附 則

この要領は、令和七年三月十八日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条第 1 項関係）

年 月 日

山口県議会議長 様

山口県議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

山口県議会議長 様

山口県議会議員

訂正届

山口県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式（第4条第3項関係）

請負状況等報告書等閲覧請求書

年 月 日

山口県議会議長 様

請求者 住所又は居所
〒

氏名 _____

Tel _____ () _____

山口県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第4条第2項の規定により、下記のとおり閲覧を請求します。

記

閲覧を請求する報告又は訂正の対象年度	閲覧請求対象議員名

注）請求者の住所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること

受付印	履行確認印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式（第5条第1項関係）

年 月 日

山口県議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所
〒

Tel _____ (_____) _____

複写申込書

山口県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を請求する報告 又は訂正の対象年度	写しの交付請求対象議員名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。